**絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約実施における** 附属書 に掲げるラン科の種のうち、フラスコ栽培による苗の取扱いについて

輸出注意事項 4 第 2 9 号(4.9.14)

最終改正:輸出注意事項12第106号(12.12.28)

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第2条第1項第一号の規定により、輸出の承認を受けなければならないこととされている「輸出貿易管理令別表第2の36の項の規定に基づき条約附属書 又は附属書 に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらから派生した物を定める件」(平成12年通商産業省告示第743号)で定めるもののうち、附属書 に掲げる下記のラン科の種であって、フラスコ栽培による苗については、輸出の承認を必要としないこととします。

なお、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の目的及び本条約 実施後の国際的な慣行に鑑み、ラン科の種の自然個体群の保護と無関係であると見なされ ることから実施するものである。

記

ラン科 (ORCHIDACEAE)

(カトレイア・スキンネリ)
 (カトレイア・トリアナイ)
 カニンガミーヒトツボクロモドキ
 (ラエリア・ヨンゲアナ)
 (カーナステースキンカンは本種者別じ)

(Laelia lobata)
(Laelia lobata)

(リュカステ・スキンネンリ変種アルバ) (Lycaste skinneri var.alba ) (注)

パフィオペディルム属全種 (Paphiopedilum spp.) (ペリステリア・エラタ) (Peristeria elata) フラグミペディウム属全種 (Phragmipedilum spp.) (レナンテラ・インスコオティアナ) (Renanthera imschootiana) (Vanda coerulea)

(Valida Coefulea

(注)

(リュカステ・ヴァルギナリス変種アルバ)(Lycaste virginalis var.alba) ともいう。